

まちづくり条例 議会対案（ひらかれた議会）

（議会の役割）

第〇条 議会は、市政における意思決定機関として、市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を担うものとします。

2 議会に関する基本的な事項については、茂原市議会基本条例（平成〇〇年茂原市条例▲▲号）で定めるものとします。